

令和8年度静岡県優秀技能者の推薦に係る留意事項

目次

1. 推薦書類の作成・提出について	1
2. 個人情報の取扱いについて	2
3. 市町、産業団体、職業訓練機関、事業所等による推薦	3
4. 個人（満20歳以上の者）による推薦	3
5. 推薦書類一式作成上の具体的留意点	4

1. 推薦書類の作成・提出について

(1) 推薦書類一式について

推薦者者、1人の被推薦者の書類を「静岡県優秀技能者功労表彰に関する実施要領」、「調書記載要領」、「記載例」及び本文書内の「推薦書類一式作成上の具体的留意点」に基づいて作成の上、提出してください。

提出書類については、「3. 市町、産業団体、職業訓練機関、事業所等による推薦」及び「4. 個人（満20歳以上の者）による推薦」を御覧ください。

(2) 推薦書類の各様式の入手について

推薦書類の各様式は、静岡県ホームページ内「静岡県優秀技能者功労表彰（知事功労表彰）」からダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1003256/1049625/1041863/index.html>

(3) 推薦書類の提出について

ア 推薦書類の提出期限

令和8年6月30日（火）

（表彰式は、令和8年11月20日（金）を予定しております。）

イ 推薦書の提出方法

- ① 推薦書類は、提出先メールアドレスあて電子メールにより提出してください。
- ② 1名分のすべての推薦書類をパスワード付き ZIP により圧縮して1つのファイルとしてください。
- ③ 推薦書類送付後、添付ファイルを付けない別メールにて ZIP ファイルのパスワードを送信してください。
- ④ 1通のメールに添付したファイルのサイズの合計が 10MB 以上となった場合は、1通につき合計 10MB 未満になるよう複数に分けて送信してください。
- ⑤ 電子メールによる提出が困難な場合、推薦書類をパスワード付き ZIP により圧縮したファイルを電子媒体（CD-R 又は DVD）に格納し、郵送（簡易書留）又は持参により提出することも可能です。また、電子媒体による提出も困難な場合は書面での提出も可能です。

ウ 提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL：054-221-2954

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課 技能振興班

提出先メールアドレス：syokunow@pref.shizuoka.^{エル}lg.jp

(4) 推薦書類の不備について

- ア 提出書類は返却しないため、返却を要する資料は提出不要です。
- イ 提出された書類に不備があった場合、当該箇所の修正や追加書類の提出を求める際には、御協力ください。

2. 個人情報の取扱いについて

提出書類に記載された調書及び個人情報は、優秀技能者の審査及び表彰以外の目的には使用しません。

ただし、被表彰者については、顕彰のために、氏名、年齢、職種、住所（市町まで）、就業先、技能功績概要及び顔写真を公表し、また、ホームページ等に掲載することとなるので、推薦者はあらかじめ被推薦者に説明し、同意を得てください。

また、推薦書類提出後に、本県職員による書類の内容に関する調査を実施するため、推薦書類を別紙2に記載してある調査実施校へ共有しますので御承知おきください。

3. 市町、産業団体、職業訓練機関、事業所等による推薦

推薦書類一式は、以下の書類を作成し、「1（3）推薦書類の提出について」の方法により提出してください。

- (1) 調書（様式第1-1） ※21部門へ推薦する場合は、様式第1-3
- (2) 写真票（様式第4）
- (3) 証明写真データ（上半身、正面、脱帽、無背景、縦位置、カラー）
- (4) 住民票の写しデータ（本籍地を入れる）
- (5) 表彰歴（様式第5-1）、取得した免許・資格等（様式第5-2）、大会入賞歴（様式第5-3）
- (6) 専門用語集（様式第6）
- (7) その他資料 ※該当がない場合は不要
 - ア 本人の事績に関する新聞記事等
 - イ 本人の製作物、発明、考案、改善に関する説明書、図面、写真等
 - ウ 特許、実用新案等の資料
 - エ 主要工事の概要
 - オ 表彰、職業能力検定、資格等に係る資料（写し）
 - カ 動画
- (8) 推薦同意書 ※21部門へ推薦する場合のみ

4. 個人による推薦

推薦書類一式の内、上記「3. 市町、産業団体、職業訓練機関、事業所等による推薦」(2)～(8)に加え、以下の書類を作成し、「1（3）推薦書類の提出について」の方法により提出してください。

- (1) 調書（様式第1-2） ※21部門へ推薦する場合は、様式第1-4
- (2) 推薦理由書（様式第2）
- (3) 賛同理由書（様式第3） ※賛同者2名分

5. 推薦書類一式作成上の具体的留意点

【調書】

作成した文書が以下の事項に該当する場合は、それぞれの留意点を踏まえて修正してください。

(1) 表現が客観性に欠ける（可能な限り具体的な数値を用いて記載）

(例) 「非常に優れている」

どの点がどのように優れているのかを、根拠となる数値や技術の緻密さ・工夫箇所等分かりやすく記載してください。

(例) 「短時間で加工できる」

「通常3時間かかる工程を1時間でできる」等の具体的な数値を用いた表現としてください。

(例) 「精度が向上した」

「標準公差 $\pm 0 \mu\text{m}$ が $\pm \Delta \mu\text{m}$ に向上した」等の具体的な数値を用いた表現としてください。

(2) 作業現場、共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確

製造過程の担当部門、グループ作業、大型製品等の場合、本人が携わっている部分について、個人の技能に特化しつつ、どのように関わっているのか具体的に記載してください。

(3) 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ

極めて優秀な技能を有する者であることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載してください。

(4) 製品やサービスの紹介のみで、技能の関与が不明確

その製品の製作過程又はサービスの提供過程のどの部分で、本人の技能が活かされたかを明確にしてください。

(5) 技能の相対的レベルが掴みにくい

他の技能者と比較してどの程度優れているのかを記載する。

【専門用語集】

専門的・技術的分野に関する用語名、ふりがな及び解説を付したものとし、解説が必要な用語が全提出書類中に1つもない場合は「無し」と記入してください。業界用語などは伝わりづらい部分があるため、可能な限り網羅する形で（特に功績の主要な部分については）専門用語集に記入してください。

【写真表】

（1）添付されている写真が少ない又は不鮮明

写真は、被推薦者の製作した製品や作業風景を資格的に確認し、調書を補完し、被推薦者の能力や技術を明確にするために添付するものであり、被推薦者の技能レベルや実際の作業風景・作品等が分かる大きくて鮮明なものを可能な限り複数枚添付してください。

（2）写真に対する解説文章の記載

作業風景や作品の写真において、どのように被推薦者の優秀な技能が発揮されているかを簡潔明瞭に可能な限り記載してください。

（3）本人と分かる直近1年以内の作業風景の写真を1枚以上添付

現役性の有無を確認するため、客観的に本人と分かる者が作業している直近1年以内（令和7年7月から令和8年6月まで）に撮影された写真を1枚以上添付してください。

また、同期間における作品・製品等の写真も1枚以上添付してください。製作期間が長く、同期間における作品・製品等がない場合は最新のものでも可です。特に、商品として販売している場合は、現在も継続して販売しているものとしてください。

全ての写真が「作業の状況が手元のみ写真」、「複数人の写真」、「後ろ姿の写真」など本人と確認しづらい写真とならないよう留意し、複数人が写っている場合は、どれが本人か分かるようにしてください。

（4）技能や功績が確認できない写真が添付されている

単なる集合写真等、被推薦者の持つ技能や功績が確認できない写真は添付不要です。

【その他資料】

被推薦者に係る技能の程度及び功績を確認することのできる資料等については、以下のような書類を追加添付することができます。

(1) 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等、該当部分を抜粋し添付してください。

(2) 説明書、図面等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面等がある場合は、分かりやすくするために改良前後の比較をなるべく数量的に表現したものを添付してください。

(3) 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料（例：公開特許公報など）の写しを添付してください。共同の場合は、本人の担当区分を明らかにしてください。

(4) 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰歴、免許・資格等の取得歴、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等各種競技大会の入賞歴等を記入した場合には、当該事績を明らかにする書類の写しを漏れなく全て添付してください。

(5) 動画

以下の内容の動画は、録画形式をMP4形式、画質は720p程度かそれ以下としてください。ファイルサイズが1つのファイルで10MBを超える場合は、メールでは受信できないため、ファイル交換サービスを利用して送信していただきます。

① 1～20 部門

推薦書類の調書のうち、当該調書の参考として被推薦者の作業状況（①工程、②技能に係る作業）を撮影した3分以内の動画の提出を可能とします。

② 21 部門

推薦書類の調書のうち、障害の特性を含めた当該調書の参考として被推薦者の作業状況（①作業風景、②工程、③技能に係る作業）を撮影した5分以内の動画の提出を可能とします。